⑤　②㋐の「現場施工期間の短縮について」は、本工事に伴う現場施工日数短縮に対して加算点を与える。本工事における標準案での現場施工日数（設計承諾完了から準備工､本体施工を含めた施工完了までの日数）は、雨天・休日等を見込み1,010日を最低限の要求要件とし、この日数を超える提案は欠格とする。

加算点は、最大の短縮日数の提案者に20点を与え、それ以外の提案者に対しては提案した短縮日数により按分して加算点を与える。

ただし、最大の短縮日数が100日を超えない場合は、100日を20点とし提案日数を按分して評価する。ただし、技術提案書における施工計画が不適切な場合は欠格とする。

⑥　②㋐の「現場施工期間の短縮に係る具体的な施工計画」及び「長期耐久性を考慮した覆工等の構造、施工方法及び供用後のモニタリング手法」については、施工計画の内容に応じて、優（20点)、良（10点)、可（２点)により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は、実施を認めないものは欠格とする。

⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「現場施工期間の短縮について」は、受注者の責により、性能等に係わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は､損害賠償請求を行う。この取り扱い方法については契約書に記載するものとする。また、併せて当該工事成績評定を５点減ずる。

⑸　⑵②㋐「現場施工期間の短縮に係る具体的な施工計画」及び「長期耐久性を考慮した覆工等の構造、施工方法及び供用後のモニタリング手法」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

4　高度技術提案に関する事項等

⑴　技術提案の改善（技術対話）　技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。また、発注者より技術提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

⑵　設計数量の算出　技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

⑶　技術提案に対する審査内容　技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

⑷　見積の提出　3⑵②㋐に掲げる技術提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出することを求める。

技術提案に対する見積の対象範囲は入札説明書によるものとするが､提出にあたっては、本工事全体について作成するものとする。

⑸　入札及び契約　競争参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札し、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格のうち純工事費が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別な理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151（代）内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成22年５月19日（水）から平成22年11月12日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合は⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成22年５月19日（水）から平成22年11月12日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

⑶　申請書及び資料並びに設計数量の提出期間、場所及び方法

①　技術提案を除く申請書及び資料の提出期限　平成22年５月19日（水）から平成22年６月18日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年５月19日（水）から平成22年６月18日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

②　技術提案の提出期限　平成22年５月19日（水）から平成22年８月２日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年５月19日(水)から平成22年８月２日（月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

③　改善された技術提案の提出期限　平成22年８月20日(金)から平成22年９月17日(金)までの日曜日､土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年８月20日（金）から平成22年９月17日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

④　更なる改善された技術提案の提出期限　平成22年９月24日（金）から平成22年９月29日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年９月24日（金）から平成22年９月29日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

⑷　技術提案に対する設計数量及び見積書の提出期間、場所及び方法

①　技術提案に対する設計数量の提出　平成22年５月19日（水）から平成22年８月２日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年５月19日（水）から平成22年８月２日(月)までの日曜日､土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

②　改善された技術提案に対する設計数量の提出　平成22年８月20日（金）から平成22年９月17日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし､発注者の承諾を得た場合は、平成22年８月20日（金）から平成22年９月17日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

③　更なる改善された技術提案に対する設計数量の提出　平成22年９月24日（金）から平成22年９月29日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年９月24日（金）から平成22年９月29日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

④　改善された技術提案に対する見積書の提出　競争参加資格があると通知された後から平成22年10月22日（金）までに５⑴に郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。